

議 事 日 程

平成28年2月23日（火曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専第18号 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

専第19号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第10号）

日程第4 議案第1号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第11号）

日程第8 議案第5号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第6号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第7号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第8号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）

出席議員（7名）

1番 今井美和

2番 今井美道

3番 桂川一喜

4番 樋口春市

5番 服田順次

6番 今井保都

7番 安江祐策

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 安江雅信

参 事 松岡安幸

会 計 管 理 者 安江誠

総 務 課 長 安江宏

村 民 課 長 今井義尚

産 業 振 興 課 長 樋口章久

建 設 環 境 課 長 小池毅

教 育 課 長 伊藤保夫

国 保 診 療 所
事 務 局 長 安江良浩

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成28年第1回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第18号 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてから専第19号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第10号）までの2件を一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成28年2月23日提出、東白川村長。

記1. 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について（別紙）。

2. 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第10号）（別紙）。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

専第18号、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成27年12月28日、東白川村長。

1. 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

次の1ページでございますが、東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例等の一部を改正する条例（平成27年東白川村条例第28号）の一部を次のように改正するというので、別添に新旧対照表を説明資料として上げておりますので、新旧対照表に基づきまして説明いたします。

それでは、専決理由といたしまして、今回の改正につきましては、平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日決定）において、一部手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、先般6月定例会におきまして御承認いただきました東白川村税条例等の一部を改正する中で、施行期日がまだ来ていない改正規定中条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の主な改正点ですが、マイナンバー法及び平成27年度の申告が平成28年1月1日から始まることに伴い、個人及び個人番号を整備するため、改めようとするものでございます。

次に、第1条のうち村条例第33条は、村民税の減免規定について定められており、同条第2項各項の改正規定中は、村民税の減免規定において、個人の申告事務の負担を軽減するため個人番号の記入を省略し、法人番号規定のみとするものの改正でございます。

次の同条例第142条の3は、特別土地保有税の減免規定について定められており、第2項の同条第1号の改正規定中は、特別土地保有税の減免規定において、個人の申告の負担を軽減するため個人番号の申告署名の記入を省略し、法人番号規定のみに改めるための改正でございます。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

専第19号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,793万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年12月28日、東白川村長。

2ページの第1表歳入歳出予算補正の歳入から5ページの補正予算事項別明細書の1. 総括の朗読を省略しまして、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額39万6,000円。これは普通交付税でございます。

8ページへ参りまして、3.歳出、3款1項3目保健福祉費、補正額393万2,000円の追加。

4目老人福祉費、393万2,000円の減額。これにつきましては、当初予算でせせらぎ荘に整備するリフト車の購入につきまして、村が購入をして社会福祉協議会へ委託する当初の計画を補助金として支出をすることで村の社会福祉協議会補助金として支出するように組み替えをするもので、支出更正を行うものでございます。なお、この事業の内容につきましては、16年間経過した送迎用のリフト車を更新するもので、車椅子最大人員現行3人のものを、4人に機能を充実させるものでございます。内容としましては、キャラバンタイプのものとなっております。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額39万6,000円。これは、こもれびの里総合管理事業のうち、味彩の厨房設備修繕補助金ということで、三連式のガス台が当初に整備されたもので、20年を経過し、使用が不能となったもので、指定管理施設の維持修繕ということで、59万4,000円総額に3分の2相当額の補助金として支出するものでございます。

以上、12月28日付で処分したものの報告をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第18号 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてから、専第19号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第10号）までの2件について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第18号 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてから、専第19号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第10号）までの2件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号から議案第8号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第1号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例についてから、日程第11、議案第8号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの8件は、関連がありますので一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

それでは、議案第1号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年2月23日提出、東白川村長。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、6月に支給する場合には「100分の150」とあるのは「100分の155」に、12月に支給する場合には「100分の177.5」とあるのは「100分の182.5」を乗じて得た額に改める。

新旧対照表の3ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

第5条が期末手当になっております。第2項については、期末手当の額を条項に定めておりますが、このうち現行、下にあるものを改正後に改めるものということで、6月の支給分を「100分の150」を「100分の155」に、12月については「100分の177.5」とあるのを「100分の182.5」に乗じて得た額とするというものでございます。

説明資料のほうを別紙で準備しておりますが、そちらの2ページをごらんいただきたいと思ます。

2ページに、議会議員の期末手当の改正の概要というふうで出させておっていただきます。27年度の実施ということで、①で期末手当の引き上げにつきましては、年間3.275カ月を3.375カ月に27年4月1日にさかのぼり適用するもので、このうち6月期について「1.5」を「1.55」に、12月期にあつては「1.775」を「1.825」に改正するものでございます。

改正条文のほうへお戻りをいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成27年4月1日から適用する。27年4月に適用して、6月期と12月期にそれぞれ0.5カ月分ずつをアップしたもので支給をさせていただくというものでございます。

議案第2号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年2月23日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。

平成27年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例及び東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の187.625」

とあるのは「100分の192.375」と、「100分の201.875」とあるのは「100分の206.625」に改める。

同じように、新旧対照表の4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

村長並びに教育長の期末手当の支給割合について、第5条第2項のほうで期末手当の額を示しておりますが、5%をカットする内容となっております。現行「100分の187.625」を「100分の192.375」、それから12月期にあつては「100分の201.875」とあるのを「100分の206.625」を乗じて得た額とするということでございます。

先ほどの説明資料の3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

特別職職員及び教育長の期末手当の改正の概要ということで、平成27年度の実施で、期末手当の引き上げについて、本則によりまして4.1カ月とあるのを4.2カ月に0.1カ月分引き上げをし、6月と12月にそれぞれ半分ずつを加えていくということで、6月については1.975とあるのを2.025に、12月期については2.125とあるのを2.175に。これを特例条例によりまして27年度に限り年間の割合を3.895カ月を3.99カ月、6月の支給割合については、現況の1.87625を1.92375へ、12月期については、2.01875月のを2.06625月に改正するもので、5%カットを内容としております。

改正条文のほうへお戻りをいただきまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成27年4月1日から適用するというので、決定後に支給をさせていただく段取りとしております。

議案第3号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年2月23日提出、東白川村長。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

最初に、新旧対照表の5ページのほうをごらんをいただきながら説明をさせていただきます。

まず、目的の第1条の中で地方公務員法に定められております6項については、職員の給与、勤務時間その他勤務状況は条例に定めるという項目でございますが、公務員法の改正によりましてこれを第5項とするということで、改めるものでございます。

次に、第3条中、「東白川村の規則で定める」を「別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で村の規則で定めるものは、それぞれの職務に分類されるものとする」というふうに改めるというものでございますが、第3条につきましては、まず給料表になります。この給料表につきましては、新旧対照表の12ページのほうをごらんいただきます。

現行、第1表を別紙のとおり改めるということで、行政職の給料表、別表第2を別紙のとおり改める。これにつきましては、イが医療職の(一)表、ロが医療職の(二)表、ハが医療職の(三)を改正のほうに改めるということで、改正の内容が、まず行政職の給料表については左の13ページをごらんいただきますと、下が現在で上が改正後というふうになりますが、1級から7級まで行政

職の給料表となっております。12ページから19ページまでが、この給料表と行政職の改める給料表となっております。この内容につきましては、お手元の資料の別添の議案説明資料の1ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

今回の人事院勧告の改正の概要ということでございます。

官民の較差0.27%を解消するための、まず給料月額の上上げということで、給料表の見直しということで、27年の4月からというふうに適用させるものでございます。俸給額の上上げにつきましては、1,000円から2,500円になります。先ほどの12ページの初任給につきましては、1の25が現在の大卒の給料表となっております。14ページの25というところになりますが、現行が17万4,200円が今回17万6,700円に、2,500円が上上げになるというものでございます。これが19ページの2級の125、一番最後になるわけですが、最上位になるわけですが、現行30万1,900円が30万3,000円ということで、1,100円が今回上上げになるということで、上上げの概要の入り口の部分を説明させていただきました。

あと、上上げになるものが、後ほど13条で出てまいります医師の初任給の調整手当の上上げということで、第1項のほうで現行「41万2,200円」とあるのは「41万3,300円」に1,100円の上上げ。それから、2項の専門職については、「5万300円」とあるのは「5万500円」に200円の上上げ。期末・勤勉手当の上上げというところで、年間で「4.1カ月」とあるのを「4.2カ月」に上上げするもので、勤勉手当に適用するというところで、一般の職員については「0.75」とあるのを「0.8」に、それから管理職については「0.95」とあるのは「1.0」ということで改正をする主な内容となっております。

それでは、先ほどの改正条文のほうの第5条の「かつ、」の下に「第3条第3項及び」を加えるというところでございますが、新旧対照表のまず5ページのほうで、3条の3項で、村の規則に定める等級別基準表別表3を3条3項のところに加えるように改正をするものと、5条のほうで級の決定というところで、「第3条3項及び」を加えるというところでございます。

6ページのほうに参りまして、今の第2項中、現行「かつ、」とあるものの下に「第3条第3項及び」を加えるように改めるものでございます。

なお、この等級別基準表につきましては、新旧対照表の44ページから46ページに、一番最後のところにつけさせておっていただきます。この内容につきましては、現在村の規則のほうで定めておりますものを、今回条例の別表第3表ということで整理をさせていただくものでございます。

等級別基準職務表で、イ、行政職給料表等級別基準職務表ということで、1級から7級までで、本庁と出先の職員でそれぞれ職務の所在をこういうふうにしておるもの、今は規則で定めておるわけですが、これを条例化して公表に備えなさいという国・県の指導がありまして、これに今回対応させていただくものでございます。ロについては、医療職の(一)で医師、出先機関になりますが、(一)の場合ですと診療所になりますが、ハで医療職の給料表の(二)、等級別分類表ということで、本庁については栄養士、出先については臨床検査技師や理学療法士が該当します。それから、46ページのほうに医療職給料表(三)でございます。これにつきましては、本庁の主任助産師、そ

れから出先の看護師、主任看護師等を指しておるものでございます。

それぞれ、新旧対照表は6ページのほうへ、改正条文のほうへお戻りをいただきたいと思っております。

次に、第12条第5項中「、第4条及び」を「及び第4項、第4条並びに」に改める。これにつきましては週休等の割り振りに関係するものを今回4項として加えるものでございます。

次に、13条の3につきましては、先ほども説明しました第1項については、初任給調整手当の医師の部分ということで、「41万2,200円」を「41万3,300円」に改め、第2号中の専門職については、「5万300円」を「5万500円」に改めるものでございます。

次に、時間外勤務手当の19条になりますが、これにつきましては、同条例第3条第2項の下に「、第3項、4項」を加え、同条第4項中「、第4条及び」を「及び第4項、第4条並びに」に改めるということでございますが、新旧対照表のほうをごらんいただきますと、まず3項のほうに、3項、4項を加えるということで、特別な勤務形態をするものについて、それから4項については、正規の時間を超えて勤務する、勤務の割り振りをするものというこの項の改正でございます。

次に、新旧対照表の8ページのほうも同じように第4項を加えるということでございます。

次に、改正条文の23条の2、第1項中「第4条及び」を「及び第4項」に改めるにつきましては、先ほどと同じでございます。

次に、23条の6につきましては、期末手当のうち、「行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条」を「行政不服審査法第18条第1項本文」に改めるということでございますが、これは関係の法令上位法の改正によるもので、18条の第1項に改正するものでございます。

次に、第23条の7、第2項第1号中、ここにつきましては勤勉手当になります。新旧対照表の10ページのほうをごらんいただきますと、第23条の7が勤勉手当で、2項1号について、1号の、前項の職員のうち再任用以外の職員については、末尾のところへ行きまして「100分の80」、それから特定管理職員については「100分の100」ということで、先ほど資料をもって説明をさせていただいたとおり、6月期と12月期の支給割合を、「100分の75」とあるのは「100分の80」に、「100分の95」とあるのは「100分の100」に改めるものでございます。

次に、第2項になります。これについては、再任用の職員ということでございます。現行「100分の35」を「100分の37.5」、特定管理職員にあっては、現行「100分の45」を「100分の47.5」を乗じて得た額に改正するものでございます。

次に、関連でございますが、附則の23項中、勤勉手当減額対象額の下に「100分の1.2375」とあるのは「100分の1.2」、指定管理職員にあっては「100分の1.5375」とあるのは「100分の1.5」に、「100分の82.5」とあるのは「100分の80」に、「100分の102.5」とあるのは「100分の100」に改めるということで、減額をする対象職員の支給割合を改正するもので、この割合に改正するものでございます。

次に、別表第1につきましては行政職の改め表、別表第2については医療表の(一)から(三)の改め表、別表3については等級別基準表を今回新たに加えるという内容のものでございます。

附則(施行期日等)第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条3項、等級別

基準表及び第5条第2項の規定、級ごとの定数の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2. 第3条第1項、ここは給料表になりますが、及び13条の3、初任給調整規約並びに23条の7は、勤務手当の規定する7の規定による改正後の東白川村職員の給与に関する条例の規定については、平成27年4月1日から適用する。

3. 第23条の6第4項の改正後の規定は、行政不服審査法の施行の日から施行するというので、平成28年4月1日が予定されています。

(給与の内払い) 第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(村の規則への委任) 第3条、附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村の規則で定めるというものでございます。

以上が関係条例の改正になります。

議案第4号 平成27年度東白川村一般会計補正予算(第11号)。平成27年度東白川村一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ995万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,788万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出、東白川村長。

2ページの第1表歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書の1. 総括の朗読を省略し、8ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額979万2,000円。これは普通交付税でございます。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額16万2,000円。5節の児童福祉総務費補助金で、内容は子どものための教育・保育事業補助金となっております。

9ページの3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額28万6,000円。議会運営費で、議員さんの期末手当でございますが、15万9,000円。議会事務局費、給料1万4,000円、職員手当、期末手当、勤勉手当、超勤手当10万円を加えて14万1,000円。共済費については2万8,000円減額ということで、事務局費については12万7,000円の追加、議会費で28万6,000円の追加となっております。

2款1項1目一般管理費、補正額37万5,000円の減額。一般職の給料で12万7,000円。職員手当145万4,000円のうち、扶養手当が6万5,000円。期末手当が、特別職が6万7,000円、一般職が4万3,000円。勤勉手当が51万2,000円。寒冷地手当、通勤手当、超勤手当が40万ということで、不足が見込まれますので、今回追加しようとするものでございます。退職手当組合負担金36万円、職員手当については145万4,000円ということで、共済費については195万6,000円の減額ということで、総務費では37万5,000円の減となっております。

3目財政管理費、258万6,000円の追加、委託料でございます。財政管理費のうち、公会計の統一基準モデルによる財務書類の作成支援業務に着手するというので、今回追加をさせていただくも

ので、簿価の算定統一モデルへの移行支援、貸借対照表の作成支援等が内容となっております。

2款2項1目税務総務費、補正額19万8,000円。これは人勸への対応で、給料、期末手当、共済費、合計で19万8,000円となっております。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額2万3,000円。これも職員手当と共済費で2万3,000円の追加でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額22万3,000円。給料、それから扶養手当、この扶養手当については異動による減となっております。それから、12ページのほうへ参りまして、超勤手当の10万については、年度末までに不足が見込まれるということで、10万円を追加するもので、ここでは22万3,000円の追加となります。

3目保健福祉費、7万円の追加。人事院勧告の対応で、7万円でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額3万8,000円。子育て支援室運営事業費で人勸対応でございます。給料、期末手当と合わせて3万8,000円ということでございます。

2目の認可保育所費、69万9,000円の追加。みつば保育園運営費で、人勸対応で給料と手当と共済費で37万5,000円に加えて、委託料ということで、保育所等の利用者の軽減システム改修委託料ということで、保育料算定システムの今回国の2分の1の補助金を得て実施するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額6万5,000円。人事院勧告の対応ということで、6万5,000円となっております。

3目母子健康センター費、1,000円の減。これも同じく人勸対応となっております。

14ページで、5目環境対策費、2万4,000円の追加。同じく給料、手当、共済費ということで2万4,000円追加するものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額15万円。人勸対応に加え、15ページの手当の一番最後に時間外3万円を追加するものでございます。

2目農業総務費、補正額22万1,000円。これも人勸対応と職員手当のうち、時間外勤務手当10万円の追加をさせていただこうとするものでございます。

4目農業構造改善事業費、98万4,000円の追加。これは、農業構造改善事業（一般）ということで、新会社の社屋の整備用で備品購入費としまして中古のコンテナハウスの購入費でございます。キッチン付きのブラインドとブレイカーの据えつけ費ということでございます。98万4,000円で整備しようとするものでございます。

6款2項1目林業総務費、補正額25万4,000円の追加。人勸の対応に加えまして、職員手当の一番最後で超勤手当5万円を追加させていただこうとするものでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額26万。これも同じく給料、手当、共済費ということで、手当のうち超勤手当10万円を踏んでおります。

2. 地域づくり推進費、400万円の追加。これは村内産品販売促進事業ということで、ふるさと納税をいただいておりますが、納税者への還元記念品ということで、400万を今回追加させていただくものでございます。補正要求の段階で2,012件の状況となっております、このうちベンチを

400件、その他を533件分の記念品を予算化するものでございます。

次に、8款1項1目土木総務費、補正額23万1,000円の減額。これは支出科目の更正ということで、減額をするものでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額7万5,000円。これにつきましては、報酬で出動手当となっておりますが、12月19日、陰地地内で発生しました火災への消防団員の出動費を予算化するものでございます。

10款1項2目、教育委員会事務局費、補正額40万5,000円。教育委員会事務局職員の人事院勧告への対応ということで、給料、手当、共済費合わせて40万5,000円となります。

一般会計995万4,000円を追加をお願いするものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○村民課長（今井義尚君）

議案第5号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,297万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出、東白川村長。

次の2ページから事項別明細書の朗読を省略いたしまして、7ページの歳入から説明いたします。

10款1項1目繰越金、今回の補正につきましては、職員給与改定に伴うものが主なことでございます。補正額15万5,000円。前年度繰越金でございます。

次に、歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額15万5,000円。内訳といたしましては、給与15万5,000円、職員手当等19万6,000円。このうち超勤手当は不足が見込まれるための15万円の増額でございます。次に共済費5万5,000円の減額ということで、歳出総額15万5,000円が補正額でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

議案第6号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,467万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出、東白川村長。

2ページの第1表歳入歳出予算補正から6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額が11万8,000円の減額。前年度繰越金でございます。

8ページに参りまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が11万8,000円の減額。これにつきましては一般管理費で11万8,000円の減額ということで、これも給与会計並びに職員手当等の調整により11万8,000円の減額となっております。以上です。

続きまして、議案第7号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,524万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出、東白川村長。

同じく第1表の歳入歳出予算補正から6ページの補正予算の事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額1万3,000円。前年度繰越金でございます。

8ページに参りまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が1万3,000円、一般管理費にて1万3,000円の増。ここにつきましても、給与改定に係る増額補正でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第8号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,168万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表及び5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただきます。7ページの歳入から説明させていただきます。

6款1項1目繰越金、補正額44万5,000円。前年度繰越金でございます。

続きまして、8ページの歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額1万8,000円の増でございます。これも人事院勧告に伴う給与

改定等での不足額及び不用額について補正をしております。給料が1万円の追加、それから職員手当につきましては4万7,000円の増でございます。共済費につきましては、共済組合の追加負担金が不用額として3万9,000円の減でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費、補正額42万7,000円の増でございます。ここにつきましても、給与改定等に伴う補正でございます。給料が、一般職員給として2万円の追加、それから職員手当は40万7,000円。内訳は、勤勉手当と初任給調整手当でございます。それから、4節の共済費につきましては、節内の移動でございますが、共済組合負担金に38万1,000円追加、共済組合の追加負担金で38万1,000円の減で合計ゼロでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

職員の先ほどの等級別等を規則から条例のほうに引き上げるということで、表が参考資料として提示をされておりますけれども、新旧対照表の45ページ、44ページ。それからもう1個さかのぼって43ページもちょっとごらんいただきたいんですけど、44と45のところに出先機関ということが、今度は条例文ですので、今までは曖昧になっていたところを明文化されたものと解釈いたしますと、この出先機関の中で、保育園というのは保育園という機関名がありますのではっきりしていますが、実は診療所というものに対しての扱いについて、本庁と出先機関というところに中身が分かっているんじゃないかという指摘と、実は43ページをごらんいただきますと、医療職の最後の備考のところ、病院、診療所に勤務するところまでいいんですけど、その左側に保健師でありますとか助産師でありますとか、本庁なのか出先機関なのか曖昧な表現で記されているわけなんですけど、この辺の整理等を、今回いい機会でしたのでされる予定がなかったかどうかとか、その出先機関の明確な明文指定というか、それが必要じゃないかと思いますが、ちょっとその辺についてお伺いします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

ただいま御指摘をいただきました内容につきまして、44ページの今回新しく追加することとした等級別基準表の級位はよしということで、職務の内容について不明確ではないか、整合性を図っていくべきではないかということと、出先機関の名称も明言するようにしたかどうかという御指摘でよろしいでしょうか。そういう御質問ということで、回答させていただきたいと思います。

まず、等級別基準表のうち、行政職につきましては本庁の職員。それから、出先機関ということで保育園と診療所が想定されますので、今こういう表現ということでございます。それから、室長については、今の子育て支援室を意味しているということです。それから、ロの医療職の給料表に

つきましては、出先機関ということで診療所を意味しておるということで、ここに該当する職員については、医師、それから副所長と所長ということでございます。それから、ハの医療職給料表の級別分類表のうち、本庁については栄養士、それから出先機関については臨床検査技師、それから理学療法士が該当します。それから、今の主任技師というのは、昇格をした場合に技師が主任技師となっていくということでございます。それから、4級につきましては副所長、それから技師長、技術部長ということで、臨床検査技師並びに理学療法士が昇格をしていった場合に、ここまで昇格をするよというものでございます。それから、ニの医療職の給料表の(三)につきましては、本庁については助産師がおるわけですが、これが主任助産師と、昇格が見込まれる場合こういうふうになるということと、出先機関については准看護師、それから看護師で、看護師が主任看護師、それから副所長心得、それから看護師長、副所長に昇格する表ということで御理解をいただきたい。

なお、この等級に該当する職員数については、別に規則のほうで定めさせていただくものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今、課長のほうから、何度も繰り返されてしまった診療所という定義がやっぱり一番問題で、先ほどから診療所に勤めているという言葉がずうっと言われていましたけど、昔は保健福祉課と診療所というのが確実に分かれておりましたので、その表現で何ら問題がなかったものと思われますけれども、今は保健福祉課が廃止されまして、全ての職員が診療所付になっているものと思われるわけで、この辺の明文化がちょっと怪しいのでと思ったら、やっぱり総務課長がずうっと診療所に勤めているという表現を延々とされましたので、そうなる行政職であっても診療所付の職員が大量に発生してしまうことになる。それから、事務局長が果たしてどちら側の所属なのかということも、行政職なのかどっちなのか明確じゃないというところを一番答えてほしくて質問をしたわけですが、そこら辺を今後どうしていくかということも含めまして、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

それでは、資料を整えるための休会をしたいと思いますので、ここで暫時休会をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

参事 松岡君。

○参事（松岡安幸君）

出先の機関につきましては、今の保育所、それから診療所、それから母子健康センター等がござい
ますが、今の規則のほうと保健系の辺のところはまだちょっとしっかり整理されていませんで
したので、改めてこの部分につきましては見直しをさせていただきまして、表示をしっかり分ける
ようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例についてから議案第8号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）ま
での8件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例から議案第8号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算
（第5号）までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成28年第1回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員